ベビーシッター利用支援事業　一時預かり利用支援　よくある質問　**令和６年度版**

令和6年4月1日更新

No	区分	質問	回答
1	対象者	どのような場面で利用できますか。	保護者のリフレッシュ、学校行事、通院など幅広い理由でご利用いただけます。
2	対象者	共同保育とはなんですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図るものです。保護者が常に保育に関わることが条件となるため、仕事や家事等で保育に携わらない場合は共同保育にはあたりません。
3	対象者	保育園や幼稚園などの保育施設を利用していても、申請できますか。	保育園や幼稚園を利用していても申請できます。
4	対象者	育休中でも、この事業を利用できますか。	ご利用いただけます。
5	対象者	実家が江戸川区にあり里帰りする際、この事業を利用できますか。	江戸川区に住民登録があることが要件となっているため、住民票が江戸川区にない場合はご利用いただけません。
6	対象者	祖父母でも、この事業を利用できますか。	両親が諸事情により養育できない場合は、祖父母でもご利用いただけます。祖父母の方によるご利用の場合は事前にコールセンター(株式会社パソナライフケア：☎0120-212-115)にご相談下さい。
7	対象者	里親でも、この事業を利用できますか。	里親でもご利用いただけます。※里親の方によるご利用の場合、養育に関する情報を確認させていただきます。
8	対象者	サービス利用時は、区内に在住していましたが、現在(補助金申請時)は、区外に在住しています。この場合、補助金を申請できますか。	江戸川区に住民登録がある時に利用した分が補助の対象となりますので、区外に転居していても補助金を申請できます。なお、補助金を申請する際の住所は、江戸川区在住時の住所をご記入ください。
9	対象期間	この事業はいつまで継続予定ですか。	令和７年3月31日までです。令和7年度以降の実施については、東京都の補助制度を活用していますので、今後、都制度が見直された場合、事業内容の変更等が生じる可能性があります。詳細は、区ホームページでお知らせいたします。
10	利用上限	年何時間まで利用できますか。	令和６年4月1日から令和７年3月31日の期間で児童1人当たり年144時間、多胎児(ふたご、みつご等)は児童1人当たり年288時間まで利用できます。

11	対象経費	補助対象となる経費について教えてください。	ベビーシッターを利用した際に事業者へ支払済みの「保育料」が補助対象となります。入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用で割引された料金、その他保育サービスの提供に付随するオプション料金は補助対象外です。ただし、江戸川区では以下に掲げるオプション料金については、保育に係る必要経費として補助対象とみなします。 ○利用時間帯による加算 ○利用日による加算(土日祝、ハイシーズンなど) ○延長料金加算 ○子どもの年齢による加算 ○病児保育利用加算 ○基本保育料として請求される送迎料金 ○共同保育2人目以降加算 ○保育料に充当される会費(実際に利用した場合のみ)
12	対象経費	対象児童の保育園等への送迎は補助対象となりますか。	保育に付随する送迎は補助対象となりますが、保育の提供を含まない送迎サービスは補助対象となりません。そのため、利用明細書上で、保育の提供を含まない送迎として料金が請求されている部分については、補助の対象外となります。なお、保育に付随する送迎とは、ベビーシッターが、児童を保育園等に送迎する際、その直前又は直後に児童を保育をすることを指します。
13	対象経費	病児保育や病後児保育で利用した場合は、補助対象となりますか。	補助の対象となります。ただし、病児・病後児保育を対応していない事業者もございますので、利用の可否については直接認定事業者にお問い合わせください。
14	対象経費	月会費に毎月1回目の保育料が含まれている場合は、申請できますか。	原則月会費は補助対象外ですが、月会費に毎月1回目の保育料を含むときは、実際に利用のあった場合に限り、月会費を補助対象とみなします。ご申請の際は、**該当の利用月の領収書と利用明細書を併せてご提出ください。**
15	対象経費	16時から22時までベビーシッターを利用したところ事業者から、18時から22時の利用料金を夜間料金で請求されました。この場合、夜間帯利用の補助額1時間当たり3,500円を上限に申請できますか。	夜間帯利用としての申請はできません。 夜間帯利用となるのは、区が指定する22時から7時までの時間帯となります。このため今回の例の場合、日中利用の補助額1時間あたり2,500円を上限に申請できます。
16	対象経費	ベビーシッタ-を10時から10時30分の30分間利用し、1,500円お支払いしました。この場合補助額は何円申請できますか。	1時間当たりの補助上限額は2,500円(日中利用)のため、30分当たりの補助上限額は1,250円となります。実際に支払った保育サービス料1,500円と補助上限額1,250円を比較し、少ない額が補助対象となるため、1,250円が補助対象となります。

17	対象経費	以下の場合、補助額は何円になりますか。 (例) **既に当年度で15時間分利用し補助金申請済みの場合** 利用時間：日中15時から17時の2時間の利用 利用料金：6,000円	補助額は5,500円となります。 年度で最初の16時間利用分から既に補助金申請済みの15時間分を差し引いた1時間の利用分については、保育サービス料金が全額補助となるため、1時間の保育料金単価である3,000円が補助対象となります。残りの1時間利用分については、日中の補助上限額2,500円/時間と実際にかかった保育料3,000円/時間を比較し少ない額が補助対象となるため2,500円が補助対象となります。そのため、補助額は合計5,500円となります。
18	対象経費	クーポン・ポイント利用や会社の福利厚生等でベビーシッター利用料金の割引を受けた場合でも補助金の申請をできますか。	申請できます。ただし申請時にクーポン・ポイント利用による割引の対象経費がわかるものの添付がない場合は、割り引かれた費用については一律、純然たる保育サービス提供対価(税込)から差し引いて補助金の算定を行います。なお、申請後の補助対象額の変更はできません。
19	対象経費	ベビーシッター事業者から発行された利用明細書(領収書)に、予約した時間と実際に利用した時間が併記されています。この場合、補助対象はどうなりますか。	実際に保育サービスの提供を受けた時間のみ補助対象となります。
20	対象時間	クーポンを利用した場合、利用時間の上限である年間144時間からもクーポン利用した時間分が差し引かれますか。 (例)3,000円/時間の事業者を4時間利用し、クーポン6,000円分を使用。	差し引かれます。質問例の場合、利用時間の上限である年間144時間から差し引く時間は2時間ではなく4時間となります(クーポンをどの時間帯に充当したか明細書上で確認することが困難なため)。このため、クーポンを利用した日を補助金申請から除外するなど、年間144時間の利用上限に影響がないように保護者自身が判断してください。
21	対象時間	利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。	同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。
22	対象時間	他の自治体で同じ制度を利用した場合は、補助上限時間はいくらですか。	補助上限時間から他の自治体で交付済みの助成時間を差し引きます。本制度は、東京都の「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」を活用しており、児童ごとに年度あたりの助成上限時間が定められています。江戸川区から同じ事業を活用した他の自治体へ転出される方は、他の自治体に助成時間の取り扱いについてご確認ください。他の自治体から江戸川区で交付済みの助成時間の照会を受けたとき、情報提供をする場合があります。

23	対象事業者	どの事業者を利用すればいいですか。	東京都福祉保健局「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」に記載されている、認定事業者から選択して利用してください。認定事業者以外を利用した場合は補助対象外となります。
24	対象事業者	対象となるベビーシッターは、どのような資格・経験を持っていますか。	東京都が定める一定の要件(研修受講、保育経験等)を満たしています。どのような要件を満たしているかについては、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせください。
25	きょうだいによる利用	未就学児のきょうだい2人を一緒に預けたい場合、ベビーシッターは何人必要ですか。	原則として未就学児と同じ数のベビーシッターを配置する必要があるため、ベビーシッターを2人配置する必要があります。ただし、共同保育でかつ保護者が契約において同意している場合は、ベビーシッターが1人であってもきょうだいの保育が可能です。
26	きょうだいによる利用	小学生以上のきょうだいを一緒に預けたい場合、ベビーシッターは何人必要ですか。	小学生以上のきょうだいを預かる場合、保護者が契約に同意しているときは、ベビーシッターが1人であってもきょうだいの保育が可能です。ただし、未就学児のきょうだいが複数人いる場合は、共同保育の場合を除き、その人数と同じ数のベビーシッターを配置する必要があります。(例:1歳、3歳、小学1年生の児童を預かる場合は、ベビーシッター2人) なお、小学生以上のきょうだいを預かる場合、小学生以上のきょうだいにかかる保育サービス料金は補助対象外となりますのでご注意ください。
27	きょうだいによる利用	以下の場合、補助額は何円になりますか。 (例)兄 4歳、弟 1歳 日中の15時から16時の1時間の利用 兄:保育サービス料金　2,800円 弟:保育サービス料金　1,500円	日中の利用(7時から22時)は、1時間あたり2,500円が補助上限となりますので、 兄:2,500円 弟:1,500円が補助対象となります。 なお、年度の最初の16時間以内での利用分については、保育サービス料金が全額補助となりますので、 兄:2,800円 弟:1,500円が補助対象となります。
28	きょうだいによる利用	以下の場合、補助額は何円になりますか。 (例)兄 8歳、弟 3歳 日中の15時から16時の1時間の利用 兄:保育サービス料金　2,800円 弟:保育サービス料金　1,500円	就学児は補助対象外となるため、弟の保育サービス料金1,500円のみが補助の対象となります。
29	申請手続き	本事業の補助を受けるにあたって、区に対して事前登録は必要となりますか。	事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認の上、ベビーシッターサービス利用後に申請に必要な資料をご提出ください。

30	申請手続き	本事業の申請にあたって必要な書類は何ですか。	以下の書類をご提出ください。 保護者が作成する書類 ①補助金交付申請書兼支払金口座振替依頼書 ②利用内訳表 事業者が発行する書類 ③領収書 ④利用明細書※領収書で内容(利用した児童、利用日、利用料の内訳、利用したベビーシッター名)が確認できる場合は省略可能です。 ⑤ベビーシッター要件証明書
31	申請手続き	同じベビーシッターが派遣された場合、ベビーシッター要件証明書は1枚でよろしいでしょうか。	申請ごとに、ベビーシッター1名につき1枚で構いません。
32	申請手続き	要件証明書に不備がある場合、どうしたらよろしいですか。	要件証明書の日付・ベビーシッターの氏名・要件の欄に、空欄や誤り等の不備がある場合は、ベビーシッター事業者にお問い合わせください。なお、ベビーシッター要件証明書の日付は利用日当日以前の日付であることを確認してください。
33	申請手続き	領収書に、派遣されたベビーシッターの名前及び東京都ベビーシッター利用支援事業認定サポーターである旨記載がある場合、ベビーシッター要件証明書は提出しなくてもよろしいでしょうか。	ベビーシッター要件証明書は必要となりますのでご提出ください。なお、ベビーシッター要件証明書の日付は利用日当日以前の日付であることを確認してください。
34	申請手続き	補助金申請書兼支払金口座振替依頼書の氏名や口座名義は、領収書の氏名と異なっていてもよろしいですか。	補助金申請書兼支払金口座振替依頼書の申請者の氏名は、領収書の氏名と同一としてください。補助金交付申請者・振込口座名義・領収書の氏名は、同じ方である必要があります。
35	申請手続き	申請書類は返却してもらえますか。	審査に使用した申請書類は保管が必要なため、返却できかねます。お手元に残したい場合は、事前にコピーを取っていただく等、ご提出前にご対応ください。
36	補助金の交付申請	補助金の申請書類はいつまでに提出すればよろしいですか。	原則ベビーシッターを利用した月の翌月10日または25日まで（10日、25日が土日・祝日にあたる場合は、前営業日まで）にご提出ください。 ※最終締切日の令和７年4月15日までであれば、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)利用分は申請可能となります。最終締切日過ぎた場合は補助対象外となりますので、書類が揃い次第速やかにご提出ください。

37	補助金の交付申請	利用料金をクレジットカードで支払っているため、領収書が令和6年度の最終締切日の令和7年4月15日(消印有効)に間に合わない場合どうすればよろしいですか。	令和7年4月4日までにコールセンターへご相談下さい。
38	補助金の交付申請	パソコンを利用できないためエクセル版の申請書に入力することが出来ません。どうすればよろしいですか。	手書き用の申請書(PDF版)にご記入ください。ダウンロードできない場合は、区役所本庁舎東棟3階子育て支援課、一部の子育てひろばで配布しますので、職員に申し出てください。配布場所の詳細については、よくある質問の7ページをご参照ください。
39	補助金の交付申請	申請書を郵送した後に切手代が不足していたことに気づきました。どうすればよろしいですか。	切手の貼り忘れ・不足分は、受理せずにご返送いたしますので再度ご提出ください。
40	その他	自宅以外で保育をお願いしたい場合も補助の対象となりますか。	契約した事業者が対応可能であれば、自宅以外での保育料金についても補助の対象となります。 なお、下記施設には特別な設備がないため、お昼寝や長時間のご利用は難しくなっています。このほか、子育てひろば（区立19か所）がありますが、時間入替制や定員制を設けているほか、保護者優先の利用形態となっています。※下記施設を利用する際、事前に施設への連絡・予約は必要ありません。 ①なごみの家（9か所） ②松島コミュニティ会館 ③北小岩コミュニティ会館 ④江戸川コミュニティ会館
41	その他	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となります。
42	その他	振込先の銀行口座はどこが使えますか。	全国銀行協会加盟の金融機関をご利用いただけます。

申請書様式配布場所一覧※よくある質問No.38

	施設名	所在地・電話番号	開設日時
1	江戸川区役所本庁舎東棟3階 子育て支援課	江戸川区中央1丁目4番1号 電話：03-5662-0659	月曜から金曜(祝日を除く) 午前8時30分から午後5時
2	共育プラザ小岩子育てひろば	江戸川区北小岩2丁目14番17号 電話：03-3672-0604	火曜から日曜(祝日を除く) 午前9時から午後5時
3	共育プラザ葛西子育てひろば	江戸川区宇喜田町175番地 電話：03-3688-8611	火曜から日曜(祝日を除く) 午前9時から午後5時
4	共育プラザ一之江子育てひろば	江戸川区一之江3丁目13番7号 電話：03-3652-5911	火曜から日曜(祝日を除く) 午前9時から午後5時
5	共育プラザ南篠崎子育てひろば	江戸川区南篠崎町3丁目12番8号 電話：03-3678-8241	火曜から日曜(祝日を除く) 午前9時から午後5時
6	共育プラザ平井子育てひろば	江戸川区平井7丁目21番6号 電話：03-3618-4031	月曜から日曜 午前9時から午後5時
7	共育プラザ南小岩子育てひろば	江戸川区南小岩4丁目5番8号 電話：03-3673-2206	月曜から日曜 午前9時から午後5時
8	共育プラザ中央子育てひろば (グリーンパレス内)	江戸川区松島1丁目38番1号 電話：03-5662-7661	月曜から日曜 午前9時から午後5時
9	船堀子育てひろば （船堀コミュニティ会館内）	江戸川区船堀1丁目3番1号 電話：03-3877-2549	月曜から土曜(祝日を除く) 午前9時から午後4時30分
10	清新町健康サポートセンター 子育てひろば	江戸川区清新町1丁目4番1号-107 電話：080-7940-3683	月曜から金曜(祝日を除く) 午前9時から午後4時
11	葛西健康サポートセンター 子育てひろば	江戸川区中葛西3-10-1 電話:03-3688-0154	月曜から金曜(祝日を除く) 午前9時から午後4時
12	堀江子育てひろば	江戸川区南葛西3丁目16番8号 電話：03-3688-7416	火曜から日曜(祝日を除く) 午前10時から午後4時
13	臨海子育てひろば	江戸川区臨海町5丁目1番2号 電話：03-3686-2340	火曜から日曜(祝日を除く) 午前10時から午後4時